

埋蔵文化財の取扱いの確認について

埋蔵文化財とは？

過去に営まれた人間の生活の痕跡を、地下または地上にとどめている貝塚・古墳・城館跡・集落跡などの“遺跡”や、そこに残されている土器や石器などの“遺物”を指します。

八街市内の遺跡について

塚や城館跡などはその一部が地上にあるため容易に確認することができますが、集落跡などのほとんどの“遺跡”は地下に埋もれているため簡単にはみつきません。そのため、県や市では、埋蔵文化財分布調査や発掘調査によって確認されてきた“遺跡”を『埋蔵文化財分布地図』にまとめ、現在、その数は200カ所以上にのぼり、今後も新たに発見される可能性があります。

また、八街市内には主に江戸時代に造られた野馬土手^{のまどて}や野馬堀が多数所在しますが、これらも“遺跡”として慎重に扱わなければなりません。

埋蔵文化財の保護について

文化財は、文化財保護法により「貴重な国民的財産」と明記され、本来であれば、将来にわたって保存していくことが望ましいものであります。

しかしながら、埋蔵文化財を包蔵している土地には所有権があり、これを尊重しなければなりません。

このことから、文化財保護法では、たとえ小規模であっても埋蔵文化財が存在する土地で土木工事等を行う場合には、その60日前までに文化庁長官に届出をすることになっています。

土木工事の前に

千葉県教育委員会の指導により、土木工事等に伴う「埋蔵文化財の取扱いについて」は、平成18年10月1日から口頭かファクシミリで確認依頼できるようになりました（開発行為や埋立て等、事前協議を要する事業については、文書での確認依頼が必要です）が、文書での回答を希望される場合には、これまでと同様に文書（別添様式）で依頼してください。

これらは、開発区域内における埋蔵文化財の有無を早期に明確にし、その取扱いを早期に決定するためのものですので、確認依頼する時期は、用地買収等が終了しているか否かに関係なく、可能な限り早い時期にお願いいたします。

八街市教育委員会 社会教育課 文化財係

電話：043-443-1464

FAX：043-443-1448